

全国焼き芋サミット in なめがた等運營業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領仕様書

1 目的

本業務は、サツマイモ生産者、出荷団体、流通事業者等、全国の焼き芋関係者が一堂に会し、伝統と革新が融合する中で、焼き芋業界の未来に向けた明確な道筋を示し、焼き芋産業の更なる発展と日本の食文化に焼き芋を根付かせることを目的とし、行方市制施行 20 周年記念事業として実施するものである。

2 業務名

全国焼き芋サミット in なめがた等運營業務

3 履行期間

令和 7 年 6 月 25 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

4 業務内容及び業務に掛かる経費

(1) 全国焼き芋サミット in なめがた等の広報・企画・運営等

事業者は、全国焼き芋サミット in なめがた、焼き芋塾及び焼き芋まつりの広報・企画・運営等について、具体的な提案を行うこと。

なお、提案は実現可能なものであり、全国の焼き芋・サツマイモ関係者が一丸となって取り組める内容であり、焼き芋・サツマイモ業界全体の活性化に寄与するものであること。

ア 企画調整業務

- ・全国焼き芋サミット等の開催に向けた全体計画の立案、各種関係者との調整、コンテンツ設計等

イ 広報・プロモーション業務

- ・イベントの広報活動
- ・ブランド発信を意識した広報戦略の提案及び実施

ウ 運営実施業務

- ・会場手配、設営撤去、運営スタッフ手配及び管理
- ・登壇者、出展者及び参加者対応、来場者誘導案内、安全管理

- ・その他、参加費等を徴収する場合は会計管理及び清算業務等
- エ 効果測定・レポート業務
- ・業務報告書及び上記各業務で作成した企画書・分析資料等の成果物

(2) 業務に掛る経費

本業務の経費は、以下の掲げる業務に対しての経費とする。

- ① 全国焼き芋サミット in なめがた、焼き芋塾及び焼き芋まつりに掛かる共通経費
 - ア 企画調整に必要な経費
 - イ 広告宣伝等の情報発信に必要な経費
 - ウ 参加募集及び取りまとめに必要な経費
 - エ 参加者の送迎バス運行に必要な経費
 - オ その他事業に必要な経費
- ② 全国焼き芋サミット in なめがた運営関連経費
 - ア 会場調整等に必要な経費
 - イ 運営制作等に必要な経費
 - ウ 講師等の調整に係る経費
 - エ その他事業に必要な経費
- ③ 焼き芋塾運営に係る経費
 - ア 会場調整等に必要な経費
 - イ 講師の調整に係る経費
 - ウ 資料（テキスト等）作成に係る経費
 - エ その他事業に必要な経費
- ④ 焼き芋まつり運営に係る経費
 - ア 出展者調整に係る経費
 - イ 機材等調達に係る経費
 - ウ その他事業に必要な経費

※ただし、全国焼き芋サミット in なめがた参加者交流会の参加費、焼き芋塾受講生テキスト代等を徴収する場合は、徴収した収入金を委託料から差引清算を行うこと。

5 全国焼き芋サミット in なめがた等の開催期間

令和8年1月16日(金)～令和8年1月18日(日)までの3日間 又は

令和8年1月23日(金)～令和8年1月25日(日)までの3日間 のどちらかとする。

※ 事業の効果を得るために上記以外の日程で行う場合は、別途事務局と調整を行うこと。

6 全国焼き芋サミット in なめがた等の会場

行方市内の会場を候補地として提案を行うこと。

※例として、以下に昨年度の会場及び内容を記載しますので、参考としてください。

【昨年度開催場所及び内容】

施設名	住所	内容
茨城県生涯学習センター	行方市宇崎 1389	焼き芋サミット in なめがた
らぼっぼなめがたファーマーズヴィレッジ	行方市宇崎 1561	焼き芋塾、やきいもまつり

(5) 連絡調整

事業者は、本事業を円滑に実施するため、必要な連絡調整を随時実施するものとする。

7 再委託

原則として再委託は禁止するが、効率的な業務遂行のため必要と認められる場合は、事前協議の上、発注者の承認を得ることで、業務の一部を再委託することができる。

8 公募時の提案事項に基づく業務遂行等

- (1) 事業者は、公募時の提案事項に基づき業務を行うものとする。
- (2) 本市は、必要に応じて実施状況の報告を求めることができる。

9 委託料の支払い及び業務実績報告書の提出

- (1) 委託料の支払方法は、契約金額の3割を前払いし、残りを業務完了後の清算払いとする。
- (2) 業務実施報告書については、業務完了後又は履行期限までに提出すること。

10 その他

- (1) 本仕様に定めのない内容でも本事業の目的に適うと思われる提案がある場合には、積極的に提案すること。

- (2) 事業者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、そのために必要な措置を講じること。
- (3) 事業者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

【本仕様に関するお問合せ先】

〒311-1704 行方市山田 3282-10 行方市農業振興センター

なめがたブランド戦略会議事務局（行方市経済部ブランド戦略課内）

電話 0291-35-3114(直通)

FAX 0291-35-2826

電子メール name-brand@city.namegata.lg.jp